4.6 フィジー

フィジーは、300以上の島で構成される南太平洋の島国である。国土面積は、 $18,270 \, \mathrm{km}^2$ で四国とほぼ同じであり、首都スバ市のあるビチレブ島($10,200 \, \mathrm{km}^2$)と、その北東にあるバヌアレブ島($5,560 \, \mathrm{km}^2$)の 2島で国土の 87%の面積を占めている。この 2島は、それぞれ南東側は降雨量が多く湿潤で、北西側は降雨量が少なく比較的乾燥している。

人口は約90万人(世銀、2016年)となっており、2007年の人口調査によるとフィジー系が57%、インド系が38%、その他5%となっている。インド系の国民はイギリス統治時代にサトウキビ畑で働くためにインドから移ってきた労働者の子孫と言われている。産業としては、観光、ミネラルウオーター製造、製糖、衣料製造などが上位を占めている。

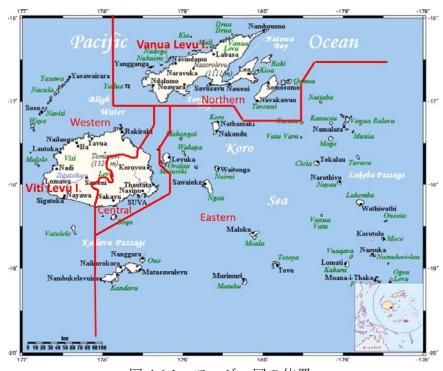


図 4.6.1 フィジー国の位置

出典:フィジー地図は Wikipedia から入手したものに地域境界線、地域名、島名を追加して加工した。右下のフィジー位置図は日本外務省の WEB から引用した。

フィジーの丸太生産量については、1970 年から 2016 年までの郷土樹種(資料には Native species とある)、外来樹種(資料には Exotic species とあるが多くはカリビアマツ (*Pinus caribaea var. hondurensis*) のことと思われる。)、マホガニー(*Swietenia macrophylla*) の 3 種についてフィジー統計局からの資料(フィジー巻末表 - 1)が得られた。その表から作成したグラフは図 4.6.2 のとおりである。郷土樹種の生産量は近年減少しているが、1975 年から生産されてきた外来樹種および 1998 年から生産されてきたマホガニーにより全丸太生産量は郷土樹種だけの時代より高いレベルを維持している。

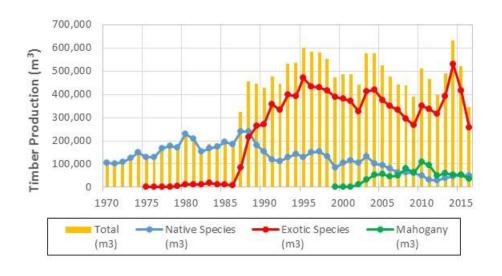


図 4.6.2 丸太生産量の推移

出典: Fiji Bureau of Statistics-Key Statistics, December 2017 より作成

4.6.1 木材等の生産及び流通の状況

1) フィジーの主な輸出産品

フィジーの品目別の輸出額の状況は、図 4.6.3 に示すとおりである。この図は、フィジー統計局資料(Fiji Bureau of Statistics, July 2018)から輸出額の多い順に並べたものである。データの整理にあたっては、2015 年の数値が大きい品目順に並べたものであるため、年度によっては順位が逆転する場合があるが、おおむねミネラルウオーター、砂糖、被服、金の順に輸出額が多い。次に鮮魚、加工魚となり、その次がウッドチップ、木材・コルクなどの木製品である。林業省での聞取りでは、フィジー国内でコルクの生産が行われているとは聞かないとのことであるため、「木材・コルク」は単に品目区分の名称に過ぎないと思われる。

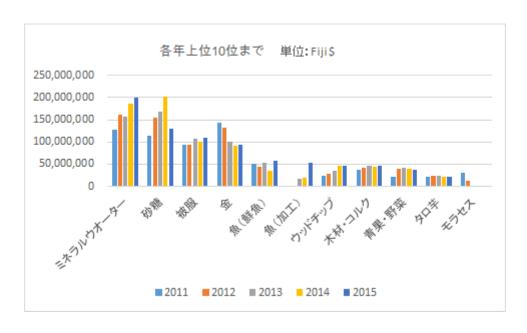


図 4.6.3 フィジーの主な輸出品(2011-2015年)

出典: International Merchandise Trade Statistics 2015 (Fiji Bureau of Statistics, July 2018)か

注)情報が得られた2015年5月11日の為替レートによると、フィジードルの対円為替 レートは、58.93 円/Fiji\$である。

図 4.6.4 は、日本の財務省貿易統計を基に日本がフィジーから輸入している物品(HS コード別)の輸入額を年度別に表したものである。日本のフィジーからの輸入の殆どは HS コード 4401.21-000 の「針葉樹のチップ状又は小片状の木材」となっている。これは 具体的にはカリビアマツのパルプ用チップである。その他には、丸太(粗なもの)およ び製材品がごく少量だけ輸入されている。

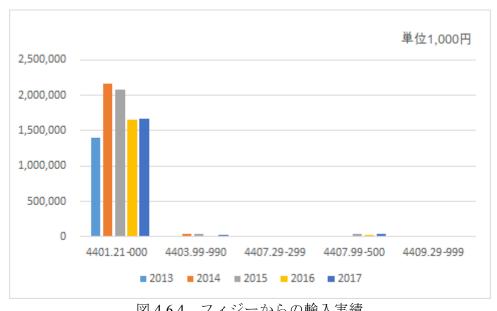


図 4.6.4 フィジーからの輸入実績

出典:日本財務省「貿易統計」資料から作成

表 4.6.1 HS コード

HS コード	コードが示す内容(HSコードにはこのとおりの説明ではないが意味を書き出した)
4401.21-000	針葉樹のチップ状又は小片状の木材
	粗のものに限る。木材で保存剤処理をせず針葉樹でなく熱帯産木材でもなくオーク、ビーチ、かば、ポプラ、アスペン、ユーカリ、桐、フタバガキ科でないもの
	縦に引き若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので厚さが6mmを超える木材で、針葉樹でもなくかつ熱帯産木材でもなくオーク、ビーチ、カエデ、サクラ、トネリコ、カバ、ポプラ、アスペン、フタバガキ科、ツゲ、シタン、コクタン、桐でもないもの

出典: HS コード一覧から作成 (実際の記述は複雑なため要点だけを書きだした。)

日本が輸入する針葉樹木材チップの 2017 年の輸入先順¹は、米国、オーストラリア、ニュージーランドに次ぎフィジーとなっており、フィジーは我が国にとって紙パルプ原料輸入先としての重要な位置を占めている。

木材製品生産量については、ITTO の Biennial review and assessment of the world timber situation 2015-2016 によれば表 4.6.2 のとおりである。この表は、フィジーについては ITTO あるいは FAO などによる推定値で作成されており、同じ数値が繰り返されている など、必ずしも実態を正確に表している訳ではない。FAO の Forest Products 2016 をみても状況は同じである。また、同表の丸太生産量と前出の図 4.6.2 の丸太生産量とは整合しておらず、フィジーの木材生産量の実態を正確に把握するのは難しいが、同表からは次のようなことが想定できる。

- 1. 丸太、製材の国内生産量の多くは国内で消費されている。
- 2. ベニアは国内生産の全量が国内で消費されている。
- 3. 丸太は少量が輸入もされ輸出もされている。
- 4. 合板は国内生産量と輸入量の計、国内消費量と輸出量の計がほぼ同量であることから、国内産で補えない種類の合板が輸入され、国内生産量の一部は輸出されている。

表 4.6.2 フィジーの木材等の生産量、消費量、貿易量

生産量 1,000m³

輸入量 1,000m³

年	2012	2013	2014	2015	2016	2012	2013	2014	2015	2016
丸太	800	800	800	800	800	9	6	1	3	3
製材	130	130	130	130	130	1	9	15	2	40
ベニア	9	9	9	9	9	0	0	0	0	0
合板	11	11	11	11	11	3	4	3	3	2

	国内消費量	I I	1,000m ³				輸出量	1,000m ³		
年	2012	2013	2014	2015	2016	2012	2013	2014	2015	2016
丸太	800	763	757	762	762	10	43	44	41	41
製材	117	123	124	119	160	14	15	21	14	10
ベニア	9	9	9	9	9	0	0	0	0	0
合板	10	13		13	11	4	1	2	1	1

出典: Biennial review and assessment of the world timber situation 2015-2016(ITTO)より作成

¹ 日本製紙連合会資料

表 4.6.3 は、表 4.6.2 と同時期のフィジーの木材等の輸出入額を示したものである。 2012-2016 年の 5 年間の合計でみれば、丸太と製材については輸入額に比べ輸出額が圧 倒的に多くなっている。ベニアの取り扱い額は少なく、合板は輸出・輸入額がほぼ同水 準である。

表 4.6.3 フィジーの木材等の貿易額

輸入額 1,000 \$

年	2012	2013	2014	2015	2016	計
丸太	1,112	581	1,635	1,279	1,279	5,886
製材	316	3,446	7,948	1,511	10,698	23,919
ベニア	113	90	39	159	49	450
合板	1,211	1,288	2,056	1,626	1,173	7,354

		輸出額	1,000\$			
年	2012	2013	2014	2015	2016	計
丸太	4,893	17,799	17,310	16,404	16,404	72,810
製材	16,883	19,215	20,783	17,247	8,397	82,525
ベニア	331	169	287	259	259	1,305
合板	1,481	680	2,354	1,434	1,434	7,383

出典: Biennial review and assessment of the world timber situation 2015-2016 (ITTO) より作成

4.6.2 森林管理及び合法伐採木材に関連する法令及びその運用

1) 森林管理及び合法伐採木材に関連する行政の体制

フィジー国の林野行政は 2017 年までは、水産森林省 (Ministry of Fisheries and Forests) の森林部 (Department of Forests) が所管していたが、現在は森林部が林業省 (Ministry of Forestry) となっている。首都スバ市に本省があり、南部地域(あるいは中央地域とも書いた資料もある)、西部地域、北部地域に地方局 (Divisional Forestry Office) があり、地方局にはその下部機関としてそれぞれ 4、5、4 の支所 (Station) が置かれている。

また後述するとおり植林あるいは伐採の許認可においては環境省および NLTB²も深く関わっている。

Fiji Forest Harvesting Code of Practice によれば、森林伐採には次の法令が関係するとされている。

- 1. Forest Decree 1992
- 2. Fiji Pine Decree 1990
- 3. Fiji Mahogany Industry Development Decree 2010
- 4. Fiji Mahogany Act 2003
- 5. Environment Management Act 2005

² Native Land Trust Board(NLTB) (別称 iTaukei Land Trust Board(TLTB)) と呼ばれる共有地信託委員会(仮称)

- 6. Endangered and Protected Species Act 2002
- 7. Biosecurity Promulgation 2008
- 8. Coconut Industry Development Authority Act 1998
- 9. Fijian Affaires Act Cap 120
- 10. Land Conservation and Improvement Act Cap 141
- 11. Native Land Trust Act. Cap 134
- 12. Land Development Act Cap 142
- 13. Land Sales Act Cap 137
- 14. State Lands Act Cap 132
- 15. Surveyors Act Cap 260
- 16. Property Law Act Cap 130
- 17. Land Transport Authority Act 1998
- 18. Health and Safety at Work Act 1996
- 19. Factories Act Cap 99
- 20. National Fire Service Authority Act 1994

上記 1.の Forest Decree 1992 に代わる Forest Act 2016 の法案 (Forest Bill 2016) が国会で審議中である。当面は Forest Decree 1992 が森林行政に関する基本法令となっており、伐採許可に関してはその第 9 条および第 10 条が重要とされている。その条文は次のとおりである。

Forest Decree 1992

第9条 ライセンス

許認可権者は、所定の書式での申請を受けて、以下の行為を許諾するライセンスを発行することができる。

- 1. Forest reserve³において
- i. 樹木の伐採搬出
- ii. 木材以外の林産物の採取
- iii. 鉱山法で定義されているミネラル以外の泥炭、岩石、砂、貝殻、土壌の採取
- iv. 家畜放牧あるいは家畜を Forest reserve 放すこと
- v. 建物の建築や家畜を囲い込むこと
- vi. 樹木の植栽
- vii. 狩猟および釣り
- 2. Forest reserve でもなく、Nature reserve⁴でもなく、個人に譲渡されていない国有地⁵ において
 - i. 樹木の伐採搬出
 - ii. 木材以外の林産物の採取
 - iii. 開墾

_

 $^{^3}$ Forest reserve は、森林が持っている保護能力と生産能力の最大限の結合を永久的に提供するために恒久林として管理されなければならない(Forest Decree 1992 第 7条 第 1 項より)とされている。

⁴ Nature reserve は、植物、動物、土壌、水を含む環境の恒久的な保護のため排他的目的をもって管理されなければならない(Forest Decree 1992 第 7 条 第 2 項より)とされている。

⁵ 国有地、個人所有地、共有地などの土地所有形態については次ページの①土地所有権と借地権の項で述べる。

- 3. Forest reserve でもなく、Nature reserve でもなく個人に譲渡されていない共有地において
 - i. 樹木の伐採搬出
 - ii. 木材以外の林産物の採取
 - iii. 開墾
- 4. 個人に譲渡された土地において
 - i. 樹木の伐採搬出

第10条 ライセンス発行に必要な事前合意

- ① Forest reserve の一部である先住民保有地に関するライセンスは、ロイヤルティに関する規定がなく、あるいは想定されるロイヤルティが規定額より低い場合、共有地信託委員会の事前承諾を受けた場合のみ発行される。
- ② Forest reserve 内の国有地を除き、国有地に関するライセンスは、国土庁長官 (Director of Lands) の事前合意を受けた場合のみ発行される。
- ③ Forest reserve 内の先住民共有地を除き、先住民共有地に関するライセンスは、 共有地信託委員会の事前承諾を受けた場合のみ発行される。
- ④ 先住民共有地の譲渡地における伐採搬出に関するライセンスは、共有地信託委員会及びその土地の賃借人の事前承諾を受けた場合のみ発行される。
- ⑤ 国有の譲渡地における伐採搬出に関するライセンスは、国土庁長官(Director of Lands)及びその土地の賃借人の事前承諾を受けた場合のみ発行される。
- ⑥ 国有地や先住民共有地以外の譲渡地に関するライセンスは、所有者の事前承諾を 受けた場合のみ発行される。

下の写真は、ビチレブ島北西部のラウトカ市にある林業省西部地域局(Divisional Forestry Office) の構内に立ててある案内板である。これには地域局の業務内容が次のように記載されている。

所管業務	普及活動
1. 伐採許可証の発行	1. 苗畑技術の改善と開発
2. 製材許可証の発行	2. 林地の回復と境界確定
3. 伐採手数料の徴収	3. 都市部の緑化
モニタリング(森林法による取締り)	検査
1. 伐採	1. 木材の輸出
2. 製材	2. 木材の輸入
3. 植物の管理	



図 4.6.5 林業省西部地域局業務案内板

2) 関連法令及び必要書類等

(1) 合法的な伐採権

① 土地所有権と借地権

フィジーの土地所有の特徴は、国土の 80 数%以上の区域が伝統的な共有地(Native land あるいは iTaukei land とも呼ばれる)となっていることである。このため林業は共有地を借りて行われることが多く、今回の聞き取り調査においても共有地の重要性がいたるところで聞かれた。このため報告書では共有地に関して主に記述する。共有地以外の部分は国有地(Crown land あるいは State land と呼ばれている)と個人所有地(Free hold land)となっている。

この共有地の階層構造は次図のとおりである。共有地を構成する最小単位は Tokatoka と呼ばれ、集落内の親兄弟などの近親者数家族で構成されている。その上の階層は Mataqali と呼ばれる一族の集まりがある。その上は Yabusa、Vanua と続き、最終的には 国レベルの Matanitu に統一される。

一つの集落を見た場合、集落の一部に共有地があるのではなく、全体が共有地であり、そのなかに宅地、耕作地、放牧地、林地などの様々な土地利用がある。また、一つの集落は複数の Mataqali によって構成されている。隣接 Mataqali とは尾根筋、川筋などが境界線となっているとのことではあるが、現実には曖昧な場合が多いようである。林業会社が借地権を設定し借地料を払うときなどは、曖昧な境界線が争いの元となり、放火され植林地の森林火災になると言われている7。

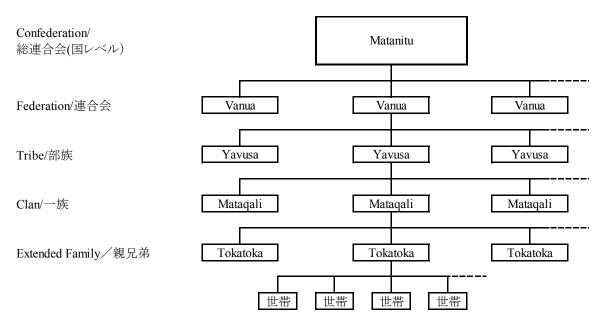


図 4.6.6 共有地の階層構造

共有地の所有権を移転することは禁じられており、土地を利用したい場合には借地権を取得する必要がある。借地権の設定は、世帯や Tokatoka を対象とするのではなく

_

⁶ 資料により 83%、87%あるいは 90%など様々な数値が見られたが、国土の殆どは伝統的な共有地となっている。

⁷ 放火の他に狩猟に使った火の失火も野火の主な原因として挙げられた。

Mataqali と契約を結ぶこととなる。しかし Mataqali と直接交渉するのではなく Native Land Trust Board(NLTB) (別称 iTaukei Land Trust Board(TLTB)) と呼ばれる共有地信託委員会(仮称)を通すことになっている。先ず借地申請書を NLTB に提出し、当委員会の管理の下で交渉を始めなければならない。隣接 Mataqali との境界線のトラブルについては NLTB が調査を行い仲介役となる。企業、個人が共有地で植林事業を行う場合の借地契約だけでなく、樹木を伐採する場合にも同様に NLTB への許可申請が必要である。Mataqali の構成メンバーが自身の住居を作る時に必要な樹木を伐採する場合も同様®である。なお、Mataqali の構成メンバーが個人として植林をしたいという場合にも、NLTBを通して本人が所属する Mataqali から借地することがある。そうすることによって、その植林木の所有権を明確にでき、収穫時に木材の所有をめぐるトラブルを避けているとのことである。借地権が成立すれば、NLTB は借地権を示す証書を発行する。なお、Mataqali からの借地には、借地料の他に NLTB への手数料も発生し、借地料の内 10%はNLTB が受領し、残りの 90%が Mataqali に配分されメンバーに振り分けられる。木材収穫による売り上げからも一定の割合が Mataqali に支払われるが、それについては後述の「(2)納税と使用料支払」で述べる。

② 森林面積

フィジーの森林面積は、Status of Tropical Forest Management 2011(ITTO 2011 年)によると、国全体の森林面積は 1,014 千 ha と推定されている。この森林面積は国土面積の 56%に相当する。またフィジー国会報告書⁹ (33/2018)によれば、2014 年、2015 年それぞれにおいて天然林、マングローブ林、マツ林、マホガニー林の面積は表 4.6.4 のとおりである。ただし、この表には多数の小さい島々から構成されている東部地域¹⁰のデータは含まれていない。なお、天然林の数値が 1 年間で大きく減少している点について同報告書内でも議論されているが、その原因についての明確な記載はない。また、同国会報告書には国内の主な島に関しても木材資源量データは無いとの記載がある。

		表 4	.6.4 林種別の面	積(ha)	
	天然林	マツ林	マホガニー林	マングローブ林	計
2014 年	883, 156	77, 915	59, 548	54, 189	1, 074, 808
2015 年	526 453	76 171	58 978	42 601	704 203

出典: Parliament Paper No.33/2108 Consolidated Annual Review of the Department of Forestry 2014-2015

③ 人工林

フィジーでは、1950年代から政府直轄事業としてユーカリ、アカシアマンギウムなどの外来種を含め様々な樹種が試験的に造林されてきた。その中でカリビアマツとマホガニーが適しているとの結論に至り、現在では造林樹種はこの2樹種がほとんどである。政府直轄事業のうち、マツは Fiji Pine Ltd.(1991年創業)、マホガニーは Fiji Hardwood Corp. Ltd.(1998年創業)¹¹に引き継がれている。

8 住民が伐採する場合の審査は緩く機械的に承認されるとのことである。

9 Parliament Paper No.33/2018 Consolidated Annual Review of the Department of Forestry 2014-2015

¹⁰ フィジーは全国を東部、西部、南部(南部を中央部と表記されている資料もある)、北部の 4 地域に区分しているが、小島の多い東部地域については森林のデータが整理されていない。

 $^{^{11}}$ Fiji Mahogany Act 2003 に基づいて業務を行っており、政府下の公社が、マホガニー産業の発展のために民間会社に移行したものである。

これらの人工林施業は、主にビチレブ島とバヌアレブ島で行われており、ビチレブ島の場合には、脊梁山脈を挟み降雨量の少ない北西部区域にマツが、降雨量の多い南東部区域にマホガニーが多い。これらの造林は共有地を借用して行われ、Fiji Pine Ltd.では全体で83,000 ヘクタールの借地のうち約24,000 ヘクタールがマツ林、Fiji Hardwood Corp. Ltd.の場合は、72,000 ヘクタール¹²のうち52,000 ヘクタールがマホガニー林となっている。共有地の借地にあたっては造林適地だけを選定するのではなく、Mataqali との交渉のなかで急傾斜などの造林不適地を含んでいる一帯を借りることとなるため、借地面積に比べ造林木の生育面積が小さくなっている。

④ 伐採許可

国土の80数パーセント以上が伝統的な共有地となっているフィジーにおいては、林業は共有地との関連が高く、NLTBからの承認が必要となることが殆どである。なお、伐採許可については、マホガニーとそれ以外に分けて取り扱われているため、ここでも両者を分けて記述する。

マホガニーの伐採

マホガニーの伐採に関しては、Forest Decree 1992 ではなく Mahogany Industry Development Decree 2010 により管理されており、当該 Decree により設置された Mahogany Industry Council (マホガニー産業委員会) が発行した Fiji Plantation Grown Mahogany Harvesting Code of Practice の基準に基づき施業が行われる。フィジー中央銀行の資料によれば、マホガニー生産量の 95%は Mahogany Industry Development Decree 2010 の下に伐採されたものであり、残り 5 %は Forest Degree 1992 により伐採されている。

マホガニーの伐採は、Fiji Hardwood Corp. Ltd. ¹³が直接行うのではなく、Mahogany Industry (Licensing and Branding) Decree 2011 に基づき、Fiji Hardwood Corp. Ltd. が伐採業者を審査し Mahogany Industry Council が伐採許可証を発行している。今回の調査時点では、伐採許可証を得ている業者は 13 社あるとのことであった。

これらの伐採業者は、山土場で丸太の形状を計測した後に図 4.6.7 の写真に示すタグを丸太木口に留めることになっている。このタグには、Fiji Hardwood Corp. Ltd.のロゴ、伐採区域の Mataqali 名、林班番号、ラベル毎の通し番号、材長(m)、平均直径(cm)、材質ランクが記載される。トラックへの積載、伐採区域外への搬出、製材所への入庫などはラベル番号を基に管理されている。なお、複数の伐採業者が同じ山土場に材を集める場合には混乱を避けるために別の色のタグを使用している。

このように通し番号で管理されたマホガニー材は最終的には、Fiji Hardwood Corp. Ltd. と Fiji Revenue and Customs Authority(フィジー国歳入税関局)の連名で「Fiji Pure Mahogany」として「Certificate of Legality(合法性証明書)」が発行される。証明書の様式は、フィジーの巻末図-5 のとおりである。なお、フィジーからのマホガニーの輸出先は、ドミニカ共和国、オーストラリア、ニュージーランド、米国などが主で、日本への輸出は今のところは無いとのことである。

^{12 72,000} ヘクタールのうち、極一部は国有地である。

¹³ 以前は Fiji Hardwood Corp. Ltd.が植え付けから伐採搬出まで直営で行っていたが、現在は伐採搬出は伐採業者が行っている。

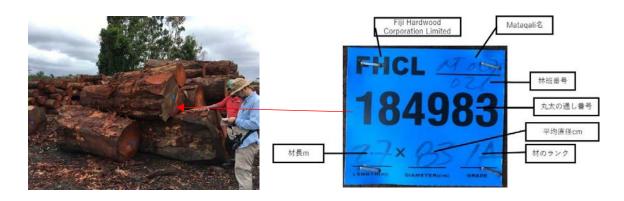


図 4.6.7 丸太管理のタグ

マホガニー以外の伐採

マホガニー以外の伐採については、林業省発行の Fiji Forest Harvesting Code of Practice に基づいて施業することが求められている。このコードには、伐採計画、林道設計、土砂流出防止対策、伐採手法、搬出手法など様々な基準が設けられており、この基準に基づいて伐採計画を審査し許可証発行の可否が判断される。

共有地からの借地における人工林伐採の場合には植林前に Native Land Trust Board(NLTB)の指導による Mataqali との土地リース契約は済んでいるため NLTB との協議は無いが、天然林伐採においては NLTB との協議が必要である。

伐採許可に限らず植林許可を含め林業活動の最終的な許認可権は林業省が持っているが、その前に NLTB の許可が必要であり、NLTB が申請書を受理するに当たっては、環境省による事前承認が必要となっている。林業省では、環境省、NLTB の 2 者が承認したことを示す書類を受理することが審査開始の条件となっている。今回の現地調査ではNLTB への事業者が提出する申請書様式と NLTB が承認した旨を林業省に伝える書類の写しが入手できた。それぞれをフィジーの巻末図-1 と図-2 に示す。林業省内部の審査としては、上記の Fiji Forest Harvesting Code of Practice に記された作業基準に沿った伐採計画書となっていることの確認と、その作業と平行して伐採木を製材する製材所許可14の有無を確認し、適切となれば伐採許可がおりる。事業者からの申請から伐採許可までの流れは次のとおりである。

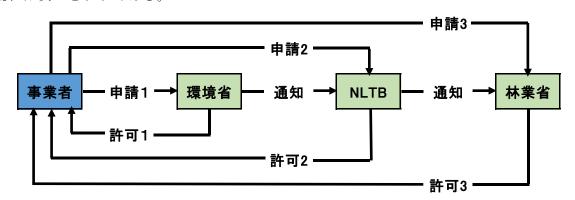


図 4.6.8 伐採許可の流れ

¹⁴ フィジーでは製材業者が素材を入手する方法は、立木の買付け、自社コンセッションでの伐採、素材業者からの買付けがある。

Forest Decree 1992 によれば、伐採許可証には次の 5 項目が記載されることとなっている。

- 1. 許可証の発効日
- 2. 許可の期限日
- 3. 許可される施業の開始期限日
- 4. 許可される面積
- 5. 適正な伐採施業に関して許可森林官がつける条件

林業省から発行された伐採許可証の例は、フィジーの巻末図-3のとおりである。

製材許可に関しては、「Section 35-Forest (Sawmills) Regulations (Cap. 150 Rev. 1985)」に基づき林業省の審査の下に許可証が発行される。この法令でいう Sawmill とは鋸引き、薄切り、チップ加工、ロータリーでのピーリングによる製材品、切削片、ベニアに加工する工場を含んでいる。製材許可証の例は、フィジーの巻末図-4 のとおりである。

なお、製材許可の新たな許可証の発行あるいは更新においては、次の4項目を確認し、 適切でない場合には許可しないこととなっている。

- 1. 製材許可期間を通じて原木供給が確実であり適切であること
- 2. 申請書に記されている製材所の場所、配置、機械、道具類は、廃材の発生率が最少となるような高い質をもった材木を生産できるよう満足できかつ適切であること
 - 3. 申請者の木材に関する保存処理法、保管、取り扱いが満足できること
 - 4. 申請者の財務が適切であること

(2) 納税と使用料支払

フィジーの林業に関する手数料などの支払いは、具体的な支払いのタイミングに関する情報は未入手であるが、次の項目がある。

経費・手数料(Fees)

経費・手数料には次の2種類がある。

<u>丸太計測費</u>: 林業省が樹種、伐採地に関わらず伐採された丸太材積に応じて徴収するもので、林業省による森林施業に関するモニタリング等の経費に当てられる。

<u>地図費</u>: 林業省が伐採許可などに必要となる地図、計画書の経費として徴収するものである。

2. スタンページ (Stumpage)

スタンページは、森林施業を行う権利に対して地主が業者に支払いを求めるもので、 丸太の製材所渡し価格から運搬費を控除したものに一定の率で課せられる。その配分 は、製材業者はコンセッション管理業者に一定率を支払い、コンセッション業者は NLTB に一定の率で支払う。また NLTB はその中から 10%の手数料を取り残り 90%を 土地所有者(Mataqali)に支払う。

3. 使用料 (Royalties)

ロイヤルティは林業省が徴収するもので、伐木造材費の地域性を考慮して 3 つの地域(南部、西部、北部)と 4 樹種区分(A、B、C、D)毎に 1 立方メートル当りの額が設定されている。

共有地の借地に関しては、NLTBが次表のとおり樹種別にスタンページ、借地料およびプレミアムを設定している。上記にあるとおりスタンページの一部は、NLTBの手数料となっている。プレミアムは Mataqali に対して借地を促すためのインセンティブとして設定されており、借地人が借地料に加えて支払いを求められる。借地料およびプレミアムは5年おきに見直すこととなっている。

スタンページ プレミアム Fiji ドル 樹種区分 借地料 Fiji ドル マツ 11 \$ /ha/年 7 % 15 \$/ha マホガニー 10% 9 \$/ha/年 13 \$/ha 郷土樹種 10% 9 \$/ha/年 13 \$/ha

表 4.6.5 共有地におけるスタンページ他(2010年)

地主 (Mataqali) によっては、草地への放牧による畜産収益の方がマツ植林地への貸地料収益より大きいとの判断もあることから、マツ造林土地の確保のために地主への支払い額は上昇する傾向にあり、Fiji Pine 社では借地料として現在は上表の 11\$ /ha/年に代えて 13\$ /ha/年を支払っている。

(3) 伐採施業

①林業(木材伐採)規則

伐採施業に関しては、前述の「合法的な伐採権」の項で述べたとおり、マホガニーに関しては「Fiji Plantation Grown Mahogany Harvesting Code of Practice」、その他の樹種に関しては「Fiji Forest Harvesting Code of Practice」に基づいて行われている。

②保護地域及び樹種

保護地域

フィジーには、表 4.6.6 に示すとおり国立公園、自然保護区などが全 20 箇所、合計 43,748 ヘクタールが指定されている。これらの指定は、内閣、林業省、NLTB によるものなどいくつかの形式に分かれている。表作成の参考とした「Action Plan for Implementation the Convention on Biological Diversity Programme of Work on Protected Area 2011」には、水源地についても 5 箇所の記載があるが面積が不明なため下表では割愛した。

表 4.6.6 国立公園、自然保護区等の指定

名称	指定者	指定年	面積 ha
Shigatoka Sand Dune National Park	内閣	1988	240
JH Garrick Memorial Park	National Trust	1986	428
Rabilevu Nature Reserve	林業省	1959	4, 020
Naqarabuluti Nature Reserve		1958	279
Nadaribatu Nature Reserve		1956	93
Tomanivi Nature Reserve		1958	1, 322
Vuo Nature Reserve		1960	1. 2
Draunibota-Labiko Nature Reserve		1959	2. 16
Vunimoli Nature Reserve		1968	20. 2
Taveuni Forest Reserve		1914	11, 160
Wabu Forest Reserve		_	1, 200
Coloisuva Amenity Park		1952	91
Namenalala Island	NLTB	1984	43
Yadua Toba Island		2004	50
Waisali Reserve		1991	120
Monasavu Catchment		2004	1, 000
Nabua Gorge-Ramsar Site		1997	640
Sovi Basin Reserve		2006	20, 421
Bouma National Heritage Park	NLTB/林業省/ニュージーランド	1990	1, 417
	政府間の覚書		
Koroyanitu National Heritage Park	個人	1989	1, 200
A	計面積		43, 748

出典: Action Plan for Implementation the Convention on Biological Diversity Programme of Work on Protected Area 2011 を基に作成。

保護樹種

CITES の付属書に記載のある樹種でフィジーに確認されているものについての情報は 入手できなかったが、フィジー環境省から入手した Endangered and Protected Species Act 2002 には次の二つのカテゴリーに分けて絶滅の危惧のある植物種が整理されている。

- 1. フィジー固有種の中で CITES 付属書 I に掲載されておらず絶滅の危惧がある種
- 2. フィジー固有種の中で CITES 付属書 I、II、III に記載がなくかつ上記 1 のカテゴリーでもない絶滅の危惧がある種

上記のカテゴリーに該当する植物種の一覧をそれぞれフィジーの巻末表-2 および表 3 に示す。なお、これらの表においては、Endangered and Protected Species Act 2002 に記載されている植物から高木種を選定したが、判断が付かないものについては欄外に「*」を付けた。

② 環境配慮事項

Fiji Forest Harvesting Code of Practice 及び Fiji Plantation Grown Mahogany Harvesting Code of Practice によれば、環境配慮として「森林衛生」に関して「燃料とゴミ」、「キ

ャンプサイト基準」に分けて次のとおり記載されている。

森林衛生

1. 燃料とゴミ

- 燃料補給、機械保守時の燃料漏れについては、保守を河川、水路から十分離れた 平坦な場所で行うことで影響を回避しなければならない。燃料の保管、使用は囲 いの中で行わなければならない。
- 機械操作に伴う燃料漏れは河川に影響を与えてはならない。汚染土壌は直ちに掘削し、森林官が承認した所定の処理場で処分しなければならない。
- 使用済みのオイルフィルター、グリースガン・カートリッジ、ドラム缶、塗料スプレー缶等は、森林官が承認した所定の処理場で処分しなければならない。

なお Fiji Plantation Grown Mahogany Harvesting Code of Practice においても環境配慮事項についてはほぼ同じであるが、「燃料とゴミ」に関しては次の 2 点も配慮事項となっている。

- 機械修理工場でこぼれたオイルが河川に流入することはあってはならない。汚染された土壌は速やかに掘り出し Fiji Hardwood Corp. Ltd.が認めた廃棄場所に移さなければならない。
- 機械がオイルの異常な漏れを起こした場合には、その機械を速やかに停止し、その漏れ状態が修復され Fiji Hardwood Corp. Ltd.によって承認されるまで運転してはならない。

2. キャンプサイト基準

- 伐採作業員のキャンプは、労働安全衛生の要求事項に沿って各人の就寝場所、台 所、食事場所、納戸、便所などを備えておかねばならない。
- キャンプサイトは、安全、健康的な環境の位置になければならない。
- キャンプサイトは衛生的な水が利用可能でなければならない。
- 蚊の発生を防ぐために、水タンクは適切なスクリーンを付け、キャンプサイトは 一日以上にわたり水が溜まらないよう排水を良くしなければならない。
- 汚水は建物から最低20メートル離れて排水しなければならない。
- トイレは、全てのキャンプサイトに配備され、かつ飲料用の水源から少なくとも 100メートル離れ、また就寝場所からは安全な距離でなければならない。
- ゴミ廃棄場所は、全てのキャンプサイトに配置されなければならない。かつ水路や水源からは少なくとも 50 メートル離れ、地下水面より上部になければならない。
- 廃棄された機材、パーツ、廃油およびその容器などの全ての無機ゴミは、森林外へ持ち出し、指定された廃棄物収集センターで廃棄されなければならない。
- 次のキャンプサイトに移る前に伐採作業員はそのキャンプサイトを汚れのない 元の状態に復帰させる責任がある。

3. 防火

- 山火事の危険性が高い時期には、可燃物が除去された道路以外では禁煙である。
- タバコの吸殻およびマッチ棒は完全に火を消した後に捨てなければならない。
- 食事の準備、湯沸しあるいはその他の目的で火を使うときには、丸太、切り株あ

るいは樹木から5メートル以上離れなければならない。また地面は火元から2メ ートルは全ての可燃物を除去しなければならない。移動するときはそれらの火を 完全に消さねばならない。

- 山火事時期あるいは山火事発生の多い時期には、野外で火を付けたり火を付けた ままにしてはならない。
- 建物の内部およびキャンプでは、適切に設置された火床において火を付けなけれ ばならない。そこを離れる場合には完全に火を消さねばならない。
- 森林の中では、火の元から離れてはならない。
- 新たな場所へ移動する場合には元の状態に戻すことが伐採作業員の責任である。

④安全衛生

伐採現場での安全衛生に関しては、Fiji Forest Harvesting Code of Practice および Fiji Plantation Grown Mahogany Harvesting Code of Practice のなかで、次の規定を設定してい る。

1. 伐採機械の基準

全ての伐採機械は労働安全衛生の次の事項を含む要求事項に沿ったものでなければな らない。

- 全てのチェーンソーは、労働規定にある安全装置(例えばブレーキ装置)が装備さ れなければならない。
- 全ての重機は、シートベルトが装備されなければならず、機械の操作時はそれを 装着しなければならない。
- 全ての重機は、消火器と救急セットを装備しなければならない。
- 全ての重機は、転倒時保護構造の基準が確認された安全な運転台でなければなら ない。運転台は、安全かつ確実に備え付けられた座席でなければならない。
- 運転台は、いかなる方法によっても作り変え、ドリルでの穴をあけ、溶接あるい は変更を加えられるべきではなく、かつ損傷したブラケットやフレームを伸ばし たりしてはならない。
- 陸運当局は、使用する前に全ての損傷したキャブフレームを検査しなければなら
- メインフレームあるいは運転台のいかなる部分も指定された高緊張ナットやボ ルト以外で締め付けてはならない。
- 機械は、自動復帰型ではないエンジン停止装置を備えたものとする。同装置は、 (「引く/停止」など) 明確な操作指示が記載され、操作者が通常の運転位置から 容易に操作できなければならない。
- もし重機が公道あるいは林道を走る場合には、法令規則に沿った照明灯を装備し なければならない。
- 重機は、マフラーから火花が飛ばないようにするスパーク・アレスター15を装着 しなければならない。またこの装置は作動状態を維持しておかねばならない。
- 全ての滑車、シャフト、ベルトおよびファンブレードは安全に保護されていなけ ればならない。
- ●機械操作は、操作に関係していない作業員が退避するまで始動してはならない。

¹⁵ 排気管に取り付けて火の粉の飛散を止める装置

- 全ての重機は、陸運当局に登録しておかねばならない。
- 機械は、燃料あるいはオイル漏れがあってはならない。
- ローダーおよびエクスカベーターには、適切な安全装置となるグラップルが装着 されていなければならない。
- 全てのスキッダーには、良質の 40 メートル以上のワイヤーロープを搭載したウインチが装備されなければならない。ウインチは常時操作可能でなければならない。
- このコードに記載されていない新しい機械、例えばフォワーダーについては林業 省16の許可を取る必要がある。
- ヘリコプターを含む全ての吊り上げ機は、Civil Aviation Authority of Fiji および労働省の審査を通過しなければならない。

2. 伐採監督

伐採作業における監督の責任に関しては、伐採計画書のなかに明示しなくてはならない。伐採監督は、問題を明らかにして時期を逸せずに改善行動がとれるように定期的に、少なくとも週ごとに作業状態を検査すべきである。

2.1 伐採監督の作業技能と倫理

伐採監督は、次の作業に関する正しい知識と技能を有しておくべきである。

- 労働者問題と契約作業合意に関する事項
- 事業者/コンセッション/伐採作業の合意事項
- 機械操作、機械の維持管理スケジュールおよび基本修理を含む伐採作業
- 伐採機械オペレーター、伐採許可を受けた者、林業省¹⁷および土地所有者との協 議およびコミュニケーション
- 最新の救急処置受講証明書の所持と救急処置
- 管理チームおよび当該規約の要件を満たす伐採作業全般の計画立案と運営

2.2 伐採監督の主要任務

- 出来る限りの伐採前計画作成への直接関与
- 当規約順守を確認するため野外作業の直接的な監督
- 事業管理者側と現場スタッフの連絡役となり、輸送、支援業務等の調整を行うと ともに、通信、輸送システムが現場スタッフ全員に常時利用可能であることを確 認すること。
- 相互に関連する事項について事業管理者側と許可証保持者間との連絡調整
- 事業管理者側に直接の責任がある事項;
 - ✓ 工場・機械の操作者、伐採者、ドライバー、見習いその他の野外作業のため に雇用された者による全ての業務
 - ✔ 事業者の生産目標が質量共に確実に達成されるよう全ての業務の調整
 - ✔ 法律により求められ、かつ事業者が求める記録とその提出
 - ✓ 伐採施業が本規約に定める安全基準に準拠していることの担保
 - ✓ 必要なときの救急措置

-

¹⁶ マホガニーの施業では、Fiji Plantation Grown Mahogany Harvesting Code of Practice において林業省ではなく Fiji Hardwood Corp. Ltd.による許可を取ることとなっている。

¹⁷ マホガニーの施業では、Fiji Plantation Grown Mahogany Harvesting Code of Practice において林業省ではなく Fiji Hardwood Corp. Ltd. (FHCL) による許可を取ることとなっている。

- ✓ 必要なときの負傷した作業員の迅速な病院への搬送手配
- ✓ 全ての労務災害の凍やかな林業省への報告

⑤ 合法的な雇用

Fiji Forest Harvesting Code of Practice において伐採などの森林施業の中での労働環境に関する記述は前項の④のとおりであるものの、4.6.2-1)に示した 20 種の関連法令の中には雇用に関するものは含まれていない。Fiji Plantation Grown Mahogany Harvesting Code of Practice および Forest (Sawmills) Regulation についても同様である。一方、フィジーにはEMPLOYMENT RELATION PROMULGATION 2007 (通称 EMPLOYMENT RELATION ACT 2007)という雇用に関する法律がある。この法律は、その第 3 条において、軍隊、警察、刑務所を除き、政府、政府関連組織、地方行政組織、法令権限組織、砂糖産業を含むフィジー国内の職場における雇用主及び労働者に適用されるとなっている。したがって、林業、林産業においてもこの法律が適用されると考えられる。

なお、「森林認証制度」の項で述べる FSC 認証を受けている事業者は、認定に当たって労働に関する項目を厳しく審査されたとのことであり、国内基準より高いレベルの雇用環境の下で操業している状況が窺える。

(4) 第三者の権利

① 慣習的な権利および先住民族の権利

慣習的な権利としては、フィジーでは 2)-(1)-①で述べたとおり、国土のほとんどが伝統的な共有地であることが特徴的であり、その土地の売買は禁止され所有権が維持されている。

(5) 貿易と輸送

フィジー国内の木材の輸送に関しては、Fiji Hardwood Corp. Ltd.の管理の下で行われているマホガニーの輸送に関する情報が得られた。4.6.2-2)-(1)-④のマホガニーの項で述べたとおり、マホガニーは丸太に付けられたラベル番号で管理されている。Fiji Hardwood Corp. Ltd.は、コンセッション外へ丸太を搬出する時にトラックに積載する丸太のラベル番号を記載した Log Supply Statement(フィジー巻末図-6 参照)と、またその総括情報に相当する Log Delivery Pass(フィジー巻末図-7 参照)を作成する。これらの様式はそれぞれ色違いの 5 枚綴りとなっており、1 枚は発行箇所の現場の管理ステーションで保管し、1 枚はトラック運転手が丸太と共に製材所まで運び製材所で保管する。その他は Fiji Hardwood Corp. Ltd.本部で保管することとなっている。

貿易に関する法令等の資料、情報は今回の現地調査では得られなかった。JETRO の WEB においてもフィジーについては記載がなかった。

4.6.3 森林認証制度

1) FM 認証及び独自認証の普及概況

フィジーにおける FM 認証としてはカリビア松を主に取り扱っている造林会社 1 社が FSC 認証を取得している。認証面積は FSC の WEB によると 85,385ha である。林業省によれば、フィジーにはその他の森林認証システムは無いとのことである。

2) CoC 認証の普及概況

上記の FSC の FM 認証を取得している造林会社およびそのグループ会社で輸出向けの製材、木材チップを生産している会社は FSC の CoC 認証を取得している。また、4.6.2-2)-(1)-④で述べたとおり、Mahogany Industry Council の下では、ラベルを用いた独自のシステムにより「Certificate of Legality」を発行しており、これも CoC であると考えられる。

4.6.4 その他の関連情報

特にない。

巻末表-1 フィジーの丸太生産量の推移

Fiji Sureau of Statistics - Key Statistics: December 2017 BUSINESS ACTIVITY

3.8 TIMBER PRODUCTION

		Round Wood	d Production	
Period	Native Species	Exotic Species	Mahogany	Total
	[enan]	(enan)	[en.m]	(en.m.)
Yearly				
1970	106,122			106,122
1971	100,000			100,000
1972	108,795			108,795
1973	126,847			126,847
1974	150,359			150,359
1975	129,069	81.5		129,884
1976	130,141	644		130,785
1977	166,246	745		166,991
1978	176,025	2,300		178,325
1979	171,917	3,573		175,490
1980	228,859	12,930		24 1,789
1981	208,000	12,315		220,315
1982	152,818	11,947		164,763
1983	167,033	18,050		185,083
1984	175,897	12,472		188,369
1985	193,872	11,983		205,855
1986	185,475	9,505		194,980
1987	238,057	85,444		323,501
1988	239,211	215,327		454,538
1989	181,086	265,630		446,716
1990	153,820	272,522		426,342
1991	120,077	357,806		477,883
1992	113,243	331,665		444,908
1993	130,901	399,269		530,170
1994	143,260	392,988		536,248
1995	129,506	470,572		600,078
1996	149,821	434,690		584,511
1997	151,941	428,741		580,682
1998	134 ,327	417,179		551,506
1999	83,030	389,691	88	472,809
2000	106,672	380,663	169	487,504
2001	113,847	370,930	2,624	487,401
2002	103,951	327,314	11,201	442,466
2003	132,293	41 1,4 10	32,580	576,283
2004	103,159	418,522	53,586	575,267
2005	94,397	375,387	56,177	525,961
2006	79,480	351,885	45,714	477,079
2007	62,239	331,701	48,977	442,917
2008	64,991	294,122	80,092	439,205
2009	59,614	267,858	63,675	391,147
2010 2011	49,814	350,563	109,542	509,919 466,225
2011	34,349 30,517	336,020 315,337	95,856 50,423	396,271
2013	38,052	391,480	59,422	488,954
20 14	46,774	529,956	54,972	63 1,702
2015	54,349	414,117	52,004	520,470
2016	50,825	257,835	36,326	344,986

Source: Ministry of Forest, Fiji Pine Lid and Fiji Hardwood Lid

出典: Fiji Bureau of Statistics-Key Statistics, December 2017

巻末表-2 フィジー固有種の中で CITES 付属書 I に掲載されておらず絶滅の危惧がある 種

科名	学名	一般名	
Annonaceae	Polyalthia angustifolia		
Araucariaceae	Agathis vitiensis	N da kua / dakua makadre	
Caesalpiniaceae	Kingiodendron platycarpum	Moivi	
Caesalpiniaceae	Storckiella vitiensis	Vesida	
Clusiaceae	Garcinia pseudoguttifera	Bulu	
Clusiaceae	Garcinia myrtiflora	laubu	
Cornbretaceae	Terminalia vitiensis		
Cunoniaceae	Geissois ternate var 2	Vuga	
Cunoniaceae	Weinmannia spiraeoides		
Cunoniaceae	Weinmannia vitiensis		
Degeneriaceae	Debeneria vitiensis	Masiratu	*
Euphoribiaceae	Bischofia javanica	Koka	
Lauruceae	Endiandra elaeocarpa	Damabi	
Malvaceae	Hibiscus storckii		*
Melastomataceae	Medinilla kandavuensis		
Melastomataceae	Astronidium floribundum		
Melastomataceae	Astronidium kasiense	Rusila	
Mimosaceae	Acacia richii	Qumu	
Mimosaceae	Mimosaceae spec.div	Vavai-loa	
Mimosaceae	Mimosaceae spec.div	Vavai-vula	
Palmae	Veitchia vitiensis		
Palmae	Veitchia filifera		
Podocarpaceae	Acmopyle sahniana	nggmleve	
Podocarpaceae	Dacrycarpus imbricatus	Amunu	
Podocarpaceae	Decussocarpus vitiensis	Dakua salusalu	
Podocarpaceae	Podocarpus neriifolius	Kuasi	
Podocarpaceae	Dacrydium nidulum	Yaka	
Proteaceae	Turrillia ferruginea	Kauceuti	
Proteaceae	Turrillia vitiensis	Kauceuti	
Rhamnaceae	Alphitonia zizyphoides	Doi	
Rubiaceae	Gardenia vitiensis	Ndrenga, Ndrega, Meilango	*
Rubiaceae	Mastixiodendron robustum	Duvula	
Sapindaceae	Cupaniopsis leptobotrys	Malawaci	
Sapotaceae	Manikara spec.div	Bausagali-damu	
Sapotaceae	Manikara spec.div	Bausagali-vula	
Sapotaceae	Planchonella garberi	Sarosaro	
Sapotaceae	Planchonella umbonata	Bauloa	
Sterculiaceae	Sterculia vitiensis	Waciwaci	
Suntalaceae	Santalum yasi	Yasi	
Thymelaeaceae	Gonystylus punctatus	Mavota	
Verbenaceae	Gmelina vitiensis	Rosawa	

出典: Endangered and Protected Species Act 2002 より作成

(注) 高木種かどうかの判断が付かないものについては欄外に「*」を付けた。

巻末表-3 フィジー固有種の中で CITES 付属書 I、II、III に記載がなくかつ上記 1 のカテゴリーでもない絶滅の危惧がある種

科名	ジス V 「和日(例, V) 八日 (共 /) * (2) (3)	一般名
Barringtoniaceae	Barringtonia asiatica	Vutu
Boraginaceae	Cordia subcordata	Nawanawa
Burseraceae	Canarium harveyi var 1	Kaunicina
Caesalpiniaceae	Cynometra insularis	Cibicibi
Caesalpiniaceae	Intsia bijuga	Vesi
Casuarinaceae	Gymnostoma vitiense	Velau
Chlysobalanaceae	Parinari insularum	Sa
Clusiaceae	Calophyllum inophyllum	Dilo
Clusiaceae	Calophyllum vitiense	Damanu
Combretaceae	Lumnitzera littorea	Sagali
Combretaceae	Terminalia capitanea	Tiviloa
Combretaceae	Terminalia luteola	Mbausomi tivi
Combretaceae	Terminalia psilantha	Mbausomi
Combretaceae	Terminalia pterocarpa	Tivi
Combretaceae	Terminalia simulans	
Combretaceae	Terminalia strigillosa	Tivi losi
Cunoniaceae	Acsmithia vitiensis	
Cunoniaceae	Geissois imthurnii	Vure
Cunoniaceae	Geissois stipularis	Vure
Cunoniaceae	Geissois superba	Vure
Cunoniaceae	Geissois ternata	
Cunoniaceae	Spiraeanthemum graeffei	Katakata, kutakuta, kutukutu
Cunoniaceae	Spiraeanthemum serratum	
Cunoniaceae	Weinmannia exigua	
Degeneriaceae	Degeneria roseiflora	Karawa yaranggele
Euphorbiaceae	Endospermum robbieanum	Kauvula
Gramineae	Ischaemum byrone	Hilo Ischaemum
Guttiferae	Calophyllum amblyphyllum	Ndamanu
Guttiferae	Calophyllum leucocarpum	
Guttiferae	Garcinia adinantha	Raumba, mbulumanga, mbulumangaya
_oganiaceae	Geniostoma calcicola	
_oganiaceae	Geniostoma clavigerum	
_oganiaceae	Geniostoma stipulare	
_oganiaceae	Neuburgia macroloba	Vathea
Melastomataceae	Astronidium degeneri	·····
Melastomataceae	Astronidium inflatum	
Melastomataceae	Astronidium lepidotum	······
Melastomataceae	Astronidium pallidiflorum	
Melastomataceae	Astronidium saulae	
Melastomataceae	Astronidium sessile	
Melastomataceae	Medinilla kambikambi	Kambikambi
Motheawa	Wedning Kampikamor	Tambitano
Meliaceae	Vavaea amicorum	Cevua
Meliaceae	Xylocarpus granatum	Dabi
Mimosaeae	Samanea saman	Raintree
Myristicaceae	Myristica castaneifolia	Kaudamu
Myrtacae	Cleistocalyx decusssatus	Yasimoli
Myrtacae	Cleistocalyx decassatus Cleistocalyx eugenioides	Yasiyasi
Palmae	Alsmithia longipes	Tasiyasi
Palmae	Balaka longirostris	
Palmae	Balaka macrocarpa	
Palmae Palmae	Balaka microcarpa	
Palmae Palmae	Balaka seemannii	
Palmae Palmae		
Palmae	Clinostiama overhizum	
	Clinostigma exorrhizum	
Palmae	Cyphosperma tanga	
Palmae	Cyphosperma trichospadix	
Palmae	Gulubia microcarpa	
Palmae	Neoveitchia storckii	
Palmae	Physokentia rosea	
Palmae	Physokentia thurstonii	
Palmae	Pritchardia thurstonii	
Palmae	Veitchia joannis	
Palmae	Veitchia pedionoma	
Palmae	Veitchia simulans	
Podocarpaceae	Dacrydium nausoriense	Yaka, tangitangi
Podocarpaceae	Podocarpus affinis	
Rubiaceae	Gardenia anapetes	Tirikiloki
	Gardenia candida	
Rubiaceae		24.1.1
Rubiaceae	Gardenia grievei	Ndelandrega
Rubiaceae Rubiaceae		Ndelandrega
Rubiaceae Rubiaceae Rubiaceae	Gardenia grievei	Ndelandrega Buabua
Rubiaceae Rubiaceae Rubiaceae Rubiaceae	Gardenia grievei Gardenia hillii	- I
Rubiaceae Rubiaceae Rubiaceae Rubiaceae Rubiaceae Rhizophoraceae	Gardenia grievei Gardenia hillii Guettarda speciosa	Buabua
Rubiaceae Rubiaceae Rubiaceae Rubiaceae Rhizophoraceae Sapindaceae	Gardenia grievei Gardenia hillii Guettarda speciosa Bruguiera gymnorrhiza	Buabua Dogo
Rubiaceae Rubiaceae Rubiaceae Rubiaceae Rhizophoraceae Sapindaceae Sapotaceae	Gardenia grievei Gardenia hillii Guettarda speciosa Bruguiera gymnorrhiza Pometia pinnata	Buabua Dogo Dawa

出典:Endangered and Protected Species Act 2002 より作成

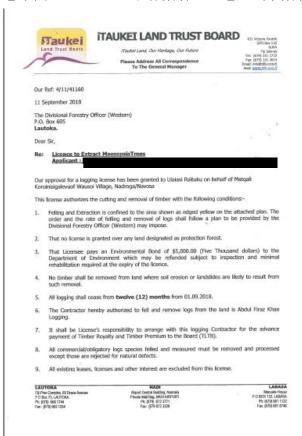
(注) 高木種かどうかの判断が付かないものについては欄外に「*」を付けた。

巻末図-1 事業者から NLTB への伐採搬出申請の様式

ITAUKEI LAND TURST BOARD APPLICATION FOR LICENCE TO FELL AND EXTRACT FOREST PRODUCE

I/We hereby apply for a Licence to fell and extract produce:
NAME OF APPLICANT HOME ADDRESS:
TELNO. (RES) POSTAL ADDRESS:
BUSINESS HOURS TEL.NO:
NAME OF APPLICATION AREA:
ACREAGE (If not known give an estimate)
NAME OF LANDOWNING UNIT
PROPOSED LENGTH/PERIOD OF LICENCE
PROPOSED DATE OF COMMENCEMENT
ANITICIPATED RATE OF EXTRACTION PER YEARms (minimum volume)
m ⁵ (maximum volume)
State your previous experience of logging and give details of any other licence held either now or in the past:
WHAT ROAD ACCESS WILL YOU USE TO THE LOGGING AREA?
WHO WILL MILL THE LOGS?
WHERE WILL YOU SELL THE LOGS

巻末図-2 NLTB から林業省への通知(事業者からの申請の承認)



- 10. It shall be the licensee's responsibility to obtain access to the Licence area.
- 11. The licensee shall arrange to clear the boundary of this license before any felling is made.
- 12. They have agreed on the new rates of royalty
- 13. The Board shall ascertain that the below conditions shall be adhered to the fullest degree.

 - Fulfillment of all conditions pertaining to this Logging Licence and the Fiji National Logging Code of Logging practice.
 Ant deduction for compensation for any damages and/or breach of the License Conditions: the actual amount of compensation will be determined by the Board after the field inspection and assessment with the relevant automatics.

The owning unit is Mataqali Koronisigalevu, Waucsi Village, Nadroga/Nevosa to whom we will pay premium and royalty upon receipt from you.

MANAGER (SOUTHWEST REGION)

LAUTOKA	HADI	LABASA
Rij Pine Complex, 85 Dosta Avenue	Aleport Central Duilding, Namalia	Macuata Fouse
PO Box 73, LAUTONA	Private Mail Day, NACH AURPORT	P 0 90X 132, LABASA.
h: (679) 666 1744	Ptc:(879), 672:3771	Pk:(679).8811122
Tax: (679) 585 1254	Fax: (579-672-3229	Fax: (679) 881 6748

巻末図-3 林業省から発行された伐採搬出許可の例

发生的影響等時
The state of the s
FOREST ORDINANCE (CAP128) Section 35
LICENCE TO EXERCISE A RIGHT (Not Transferable)
Is lisence authorizes
thin the area specified on prepayment of dues subject to the conditions of the area specified on prepayment of dues subject to the conditions
ched hereto and the provisions of the Forest Ordinance and Regulations.
Mataqali Lot No. Cosion Forest CPT, No.
L.C. Sheet No
recuption of the right and any special conditions:
the pyths as stipulated in the attacker)
sense a differs
lenditions is stipulated in interted liance
contro on breaches as listed
so Schedule I of the affichal Licence
Moder to be removed using truck
proses on otriche) in School III of the land
to of Issue 1 St Jon 2013 Date of Expiry 2 5 Dec 201
LTB Amburity No. Revenue Receipt No.
John John
Forest Officer
Se lecrice must be produced on demand
he ficence is not a receipt for payment

巻末図-4 林業省から発行された製材許可の例

MINISTRY OF F FOREST (S	ORESTRY TRUPE, WIND RECOVERS LIBERTY NUMBER / POR NUMBER
LICENSE TO	O OPERATE A SAWMILL
License is hereby granted to	to operate a to the condition specified hereunder.
	ntil the 31" day of December in the year of issue.
Subject to the requirements of the Policy 1995.	ne Forest (Sawmill) Regulation 1968 and Sawmilling
sawii -inioci -voicine output statis	on to the Ministry of Forest sawmill log input and tites by species on every first week of a new month
Environment.	te Disposal Permit from the Department of
Subject to processing of logs rece	ived only from legal sources.
This license will be deem null and should the mill be sold or relocate Forests.	void upon breach of any of the above condition and distribut prior approval of the Conservator of
	Derm
Date: 01/03/18	CONSERVATOR OF FORESTS

SCHEDULE 3
(Section 2)

THIS CERTIFICATE OF LEGALITY THIS CERTIFICATE OF LEGALITY HEREBY CERTIFIES THAT THE UNDERMENTIONED CONTAINERS HAVE BEEN INSPECTED AND APPROVED AND THAT ALL CONTENTS THEREIN, CONSISTING OF MAHOGANY TIMBER (SWIETENIA MACROPHYLLA), HAVE BEEN GROWN AND HARVESTED FROM PLANTATIONS LOCATED WITHIN THE REPUBLIC OF FIJI IN CONFORMANCE WITH THE LAWS OF THE REPUBLIC OF FIJI AND ARE CITES EXEMPT. THIS CERTIFICATE OF LEGALITY FURTHER CERTIFIES THAT THE UNDERMENTIONED LICENSEE IS DULY LICENSED TO OPERATE IN THE REPUBLIC OF FIJI AND HAS PAID ALL APPLICABLE ROYALTIES, FEES AND TAXES TO THE REPUBLIC OF FIJI STEMMING FROM THE HARVEST, TRANSPORT AND COMMERCE OF THE CONTENTS OF THE CONTAINERS LISTED HEREIN. LICENSEE NAME CONTAINER NUMBERS VOLUME (cubic metres) DATE ISSUED FIJI REVENUE AND CUSTOMS AUTHORITY INSPECTED AND APPROVED FIJI PURE MAHOGANY

出典: Mahogany Industry (Licensing and Branding) Decree 2011

巻末図-6 Log Supply Statement の例

CASTONIO LO	LOG SUPPLY STATEMENT LOG SUPPLY STATEMENT								
Logging Contractor	Lossing Sub-contractor Lo								
		CORRING S	COOK SC	tor		Delivery Pass No.			
						PERSON N			
Truck II	Loader			-		Loading			
/wher	Owner				-				
Log # Log Status		-							
SE DIE FOUR		Grade	100	figth I	Diameter (cm)	Volume (m) ³			
			1						
		116	120						
		219	1	0					
			13	4					
401166			+ 2	22					
40) 1 /6 / KIN			+2	21		3,514 %			
16 47U A 4/R			1	22		1900			
444 AC LR			12	63					
			12	3					
420 LUR			1	-0	57				
U 454 V			1	7					
500 1/ //			1	9		1.986			
			1						
			150						
1-148257									
			-	-					
0									
						1			
mber of Logs / 5 /		Total Volv	me (m)3			1122 900			
FHCL Querator					N	101			
Signature			1 55	rage	-/_o/_	-			

巻末図-7 Log Delivery Pass の例

